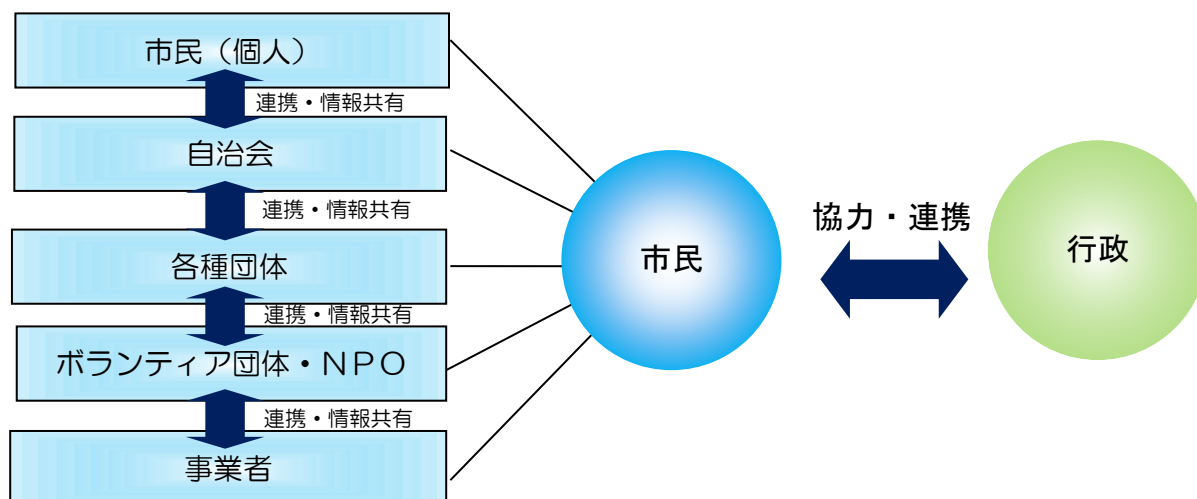


# 市民と協働のまちづくり

# 1 市民と行政の協働のまちづくりの推進

本計画に基づくまちづくりを実現していくためには、市民および行政が、まちづくりの役割をそれぞれ理解し、明確にした上で、自ら主体的に取り組むことが重要です。このため、市民および行政は、本計画に掲げる将来都市像を共有するパートナーとして連携・協力し、協働によるまちづくりを推進していくものとします。



## 【 まちづくりの推進に向けた各々の役割 】

市 民	<p>まちづくりの主体として自主的・自発的に市民参加に努め、市民相互の連携、情報共有等を通じて地域社会の課題解決やまちづくりの推進に努めるものとします。</p> <p>(例) ○ 個々の建築や敷地の緑化等、周辺環境への配慮                      ○ 地域のまちづくりへの積極的な参加                      ○ 行政が進めるまちづくり施策への協力                      ○ 地域のまちづくりのルールづくりや提案                      ○ 個々の建築や開発での協力                      ○ 市民や行政の話し合いの場への参加                      ○ 行政が進めるまちづくり施策への協力                      ○ 企業活動を通じたまちづくりへの協力・提案 など</p>
行 政	<p>市民に対する情報の提供や情報の共有に努めるものとします。</p> <p>(例) ○ 本計画に基づくまちづくり施策の推進                      ○ まちづくりに対する情報提供                      ○ まちづくりの人材育成、市民などの意見交換の場・機会づくり                      ○ 市民のまちづくり活動に対する支援 など</p>

## 2 市民主体のまちづくりの推進

本計画の理念である「豊かな水と緑に育まれ、快適に暮らせる美しいまち」を実現するためには、行政によるまちづくり施策の実施とともに、市民主体のまちづくりを推進することが必要です。特に、身近な地区レベルのまちづくりにおいては、市民が調査や計画の立案に参画し、地区計画制度等の活用による良好な住環境の形成に向けたルールづくりを行うことが求められます。このため、市民が主体となったまちづくり活動に向けて、下記の取り組みを推進するものとします。

### (1) まちづくり情報の提供および共有

市民のまちづくりへの関心を高め、まちづくり活動への参加を促すため、ホームページや広報紙等を活用して積極的に情報の提供や共有を行います。また、都市計画制度の普及・啓発に向けてのパンフレット等を充実します。

### (2) まちづくりへの市民参加の機会の提供

計画づくりやまちづくりの実践において、タウンミーティングや無作為抽出により参加案内を送付する市民懇談会などさまざまな市民参画手法を展開し、女性・中高生等を含めた性別・年代にとらわれず、幅広い層の市民の参加や協力を促すきっかけづくりを行います。

### (3) 市民の意向や意見の反映

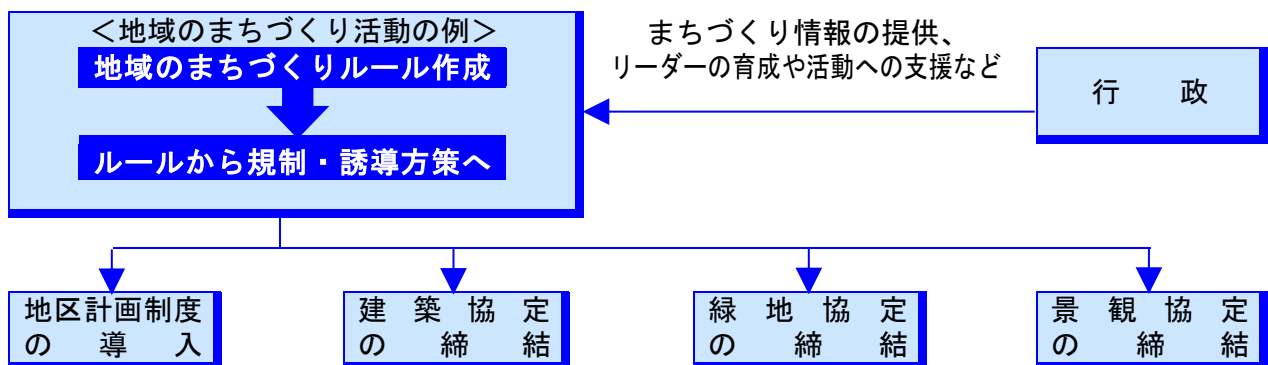
市民の意向聴取や市民との意見交換に努め、その内容をまちづくりに反映させ、地域の特色を生かしたまちづくり活動を促進します。

### (4) 市民への説明

都市計画の決定や変更をはじめとしたまちづくりに関する重要な決定事項に関して、市民への十分な説明を図ります。

### (5) 市民への支援

まちづくりなどに関する研修や市民との協働による実践体験などを充実するとともに、良好な住環境の形成や街並みの保全・継承、緑化や水辺の保全・活用など、地域住民による地域のまちづくりルールの作成に向けた支援を促進するとともに、地域のまちづくりリーダーの育成を支援します。



### 3 効率的なまちづくりの推進

本計画の実現に向けて、組織体制の整備や効率的な施策の推進を図るとともに、必要に応じて本計画の見直しを行い、効率的なまちづくりを推進します。

#### まちづくりの推進に向けた組織体制の整備

効率的な組織運営や部門間の連携の強化を図るとともに、総合的に施策が推進できる体制づくりに努め、各種のまちづくりを計画的・効率的に推進します。特に、市民交流ゾーンおよびレインボーロード沿道の整備等、本市が重点的に取り組むべき施策や計画については、適切に事業を推進できる組織体制の強化を図ります。

#### 効率的な施策の推進

自主財源の確保や各種補助事業制度の活用、行財政改革による効率化を図るとともに、既存事業の見直しや各種事業の評価を行い、限られた財源の中で効果的な活用を行います。また、都市計画法や建築基準法、景観法等に基づき、市民に対して適切な規制誘導を行うとともに、都市計画や景観計画等に対する市民等からの提案制度の活用など、まちづくりへの民間活力の活用を図るものとします。

#### 本計画の進捗状況の管理・評価の実施

本計画は、平成9年（1997年）に策定した「守山市都市計画基本方針」を踏まえ、中長期的なまちづくりの方向性を視野に入れつつ、平成19年（2007年）に再度策定し、平成25年（2013年）の一部改訂、平成28年（2016年）の全体見直しを行っています。また、令和2年度（2020年度）の『第5次守山市総合計画』の改定を踏まえ、令和3年度（2021年度）の総点検の取組を経た計画であり、令和7年度（2025年度）を目標年次としています。本計画の着実な実現に向けて、市民参加のもとに進捗状況を管理できる体制を整備・推進します。

## 4 活動内容

本都市計画マスタープランの計画の策定や見直しを含めて、これまでまちづくり活動においては、市民の方々との協働によりまちづくりを進めてきました。また、専門的な視点のご意見を反映させるため、学識経験者を有する委員会などを立ち上げ、会議を開催するなど、まちづくり推進のため、様々な取り組みを実践しています。

### 都市計画マスタープラン策定の取り組み（平成 19 年 7 月策定）

#### ① 住民会議

平成 18 年（2006 年）7 月～12 月にかけて、計 5 回の「住民会議」を開催し、延べ 218 名の地域住民の方々が参加しました。「住民会議」は、6 つのグループに分けて、ワークショップ形式で開催しました。



#### ② 都市計画マスタープラン策定検討委員会

平成 17 年（2005 年）10 月～平成 19 年（2007 年）6 月にかけて、計 5 回の「都市計画マスタープラン策定検討委員会」を開催し、都市計画審議会の委員をはじめ、市内の各種団体関係者や市民等の委員により、審議を行いました。

#### ③ アンケート調査

本計画の策定に向けて、地域住民のまちづくりに対する満足度や重要度といった意向把握を行うため、アンケート調査を実施しました。

- 調査期間 平成 17 年（2005 年）11 月 1 日（火）～平成 17 年（2005 年）11 月 15 日（火）
- 調査対象 守山市在住の 20 歳以上の男女（住民基本台帳から自治会毎に無作為抽出）
- 調査方法 郵送、市役所や各市民センターでの配布・郵送による回収
- 回収率 30.9%（配布数 2,300 票 回収数 711 票）

#### ④ 中学生が考える「10 年後、20 年後の守山のまちづくり」

平成 18 年度（2006 年度）には、守山北中学校 2 年生の選択社会の授業で、生徒 21 人が 3 つのグループに分かれ、タウンウォッチングやワークショップを行いながら、28 回にわたって自由な発想で考える「10 年後、20 年後の守山のまちづくり」に取り組みました。



## 都市計画マスタープラン見直しの取り組み(平成28年7月見直し時)

## ① 自治会長会

平成27年(2015年)6月～10月にかけて、各学区の「自治会長会」において計3回ずつ、平成26年(2014年)「守山まるごと活性化プラン」を踏まえ、学区ごとの都市計画マスタープランの方針に関するご意見を頂きました。

## ② 都市計画マスタープラン策定検討委員会

平成27年(2015年)2月～平成28年(2016年)6月にかけて、計6回の「都市計画マスタープラン策定検討委員会」を開催しました。委員会では、複数の学識経験者に加え、市内の各種団体関係者や市民等の委員により、審議を行い、見直しの中心となる議題を「5つの着眼点」と題し、検討を進めました。



## 【5つの着眼点】

- 着眼点(1) 市民交流ゾーンにおける適切な土地利用誘導について
- 着眼点(2) レインボーロード等の幹線道路沿道における適切な土地利用誘導について
- 着眼点(3) 駅前商業地域における建築条件等の検討について
- 着眼点(4) 市街化区域の農地保全活用の検討について
- 着眼点(5) 立地適正化計画区域の設定について

## ③ アンケート

市民意向の把握を行うため、アンケート調査を実施しました。

- 調査期間 平成27年(2015年)3月6日(金)～平成27年(2015年)3月16日(月)
- 調査対象 守山市在住の20歳以上の男女(住民基本台帳から自治会毎に無作為抽出)
- 調査方法 郵送での配布・郵送による回収
- 回収率 37.3%(配布数2,000票 回収数745票)



都市計画マスタープラン総点検の取り組み(令和4年10月見直し時)

① まちづくり会議

令和3年(2021年)10月に開催し、学区ごとに分かれ、ワークショップ形式で話し合いを行い、市民の皆様にご生活者の視点から、まちの現状と課題および望まれるまちのあり方等について、有意義な意見をいただきました。

いただいた意見は、「学区別構想」において、学区ごとの「望まれるまちのあり方、まちづくりとして目指すポイントおよび各学区のまちづくりの方針」等の検討に反映しています。

(まちづくり会議の概要)

- 開催日時 令和3年(2021年)10月3日(日)午後1時30分から午後4時20分まで
- 開催場所 各地区会館・公民館(7学区に分散して開催)
- 参加者 無作為抽出の手法により集まった市民および学区推薦者 57名



② 都市計画研究会

令和3年(2021年)10月~令和4年(2022年)2月にかけて、都市計画研究会を開催しました。

研究会では、都市計画の専門家から、まちづくりの課題に対し、その解決方針や都市計画手法による解決策等に関するご意見をいただきました。

研究会からの意見を基に、以下の6つのまちづくりの具現化方策として取りまとめました。

【6つのまちづくりの具現化方策】

- 1 市民交流ゾーンにおける適切な土地利用誘導について
- 2 レインボーロード沿道における適切な土地利用誘導について
- 3 市街化調整区域の既存集落型地区計画のあり方について
- 4 JR守山駅周辺の土地特性と今後の変化を踏まえた都市計画のあり方について
- 5 都市構造の変化、土地利用の動態変化を踏まえた用途地域の見直しについて
- 6 長期未着手の都市計画施設について